

大和市告示第135号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、当該書類を本市あんしん福祉部保険年金課に保管し、送達を受けるべき者から請求があれば交付する。

令和8年8月12日

大和市長 古谷田



1 送達すべき書類

国民健康保険税（令和8年度）の納税通知書

2 前項に掲げる書類の送達を受けるべき者

別紙のとおり。

	氏名	調定年度	年度分	通知書番号
1	鈴木 諒	2026	2026	211729
2	間野 慎右	2026	2026	88366
3	中村 和則	2026	2026	80071
4	青木 英子	2026	2026	210080
5	横田 学	2026	2026	187801
6	荻堂 幸枝	2026	2026	131296
7	瀬尾 美博	2026	2026	162086
8	宮里 直	2026	2026	153893
9	J I A N G Y A N C H A O 姜 艷超	2026	2026	203661